

社協だより

「社協」は社会福祉協議会の略称です。



誰もが安心して暮らせる
福祉のまちづくり

2022.9.15

赤い羽根共同募金

運動期間

10月1日～12月31日

「じぶんの町を良くするしくみ」をテーマとして、
赤い羽根共同募金運動が全国一斉に実施されます。



毎年、皆さまからお寄せいただいた募金は、
高齢者や障害のある方、児童・青少年の福祉育
成やボランティア活動など、土浦市内の福祉活
動に役立てられています。また、新型コロナウ
イルス感染拡大の影響により、生活が困窮した
世帯や地域との交流が困難になってしまった
方々などへの支援にも活用されています。

多くの皆さまのご理解とご協力をお願いいたし
ます。

皆さまのご協力をお願いいたします。

赤い羽根共同募金のシンボルとして「赤い羽根」を配布しておりましたが、原材料の確保が全国的に困難な状況であるため、配布を中止させていただいております。

おもな内容

- 令和4年度歳末たすけあい配分金申請のご案内 2～3ページ
- 土浦市ふれあいネットワークについて 4～5ページ
- 社協支部事業のご案内 6～7ページ
- ガイドボランティア養成講座受講者募集・福祉車両貸出事業のご案内 8ページ
- 認知症初期集中支援チームのご案内・地域とのつながりをたやさない！！リレートーク② 9ページ
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりについて 10ページ
- 高齢者クラブ活動のご案内・ふくしの知恵袋⑤ 11ページ
- まごころコーナー・令和4年度職員採用試験のお知らせ・公式 Facebook 開設のお知らせ 12ページ

令和4年度職員採用試験のお知らせ (令和5年4月1日採用予定)

職 種 事務職(社会福祉士)、保健師
 受付期間 令和4年8月25日(木)～9月30日(金) ※土・日・祝日を除く
 ※詳しくは12ページ(裏表紙)をご覧ください。



令和4年度 歳末たすけあい配分金申請のご案内

支援を必要としている世帯や地域の方々に、新たな年を豊かに迎えていただくための募金活動として、12月1日から12月31日まで、「歳末たすけあい募金運動」が実施されます。

お預かりした募金は、市内の支援を必要とする世帯や福祉団体等が歳末たすけあい募金運動期間中に実施する福祉事業や地域福祉の向上事業に対し、自己申請方式により配分いたします。

1 支援を必要とする世帯への配分



《配分の対象となる世帯》 次の(1)(2)(3)を全て満たしている世帯

- (1) 令和4年10月1日現在で、土浦市に6か月以上居住していること。
- (2) **世帯全員の住民税が非課税であること。**
- (3) 令和4年10月1日現在で、次の世帯条件のいずれかに該当すること。

- ア. 満70歳以上のひとり暮らし世帯
(同一敷地内に親族等がお住まいの場合は対象になりません。)
- イ. 満70歳以上の寝たきり(3か月以上)の方がいる世帯
- ウ. 満70歳以上の認知症(3か月以上)の方がいる世帯
- エ. 満70歳以上の高齢者のみの世帯
- オ. 満70歳以上の高齢者と虚弱者又は18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者のみの世帯
- カ. ひとり親世帯で18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯
- キ. 交通遺児世帯で18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯

提出書類

① ② ③

- ク. 重度心身障害児(者)の方がいる世帯
 - 1. 身体障害者手帳1・2級
 - 2. 療育手帳△・A
 - 3. 精神障害者保健福祉手帳1級

提出書類

① ② ③ ④

ケ. 小学6年生がいる準要保護世帯 → 対象世帯へ通知させていただきます。

※生活保護世帯、施設入所者、長期入院中(6か月以上)の場合は、対象になりません。

※原則として、1世帯あたり1件の配分となります。

《申請に必要な提出書類》

- ① 歳末たすけあい配分金申請書
- ② 住民票(世帯全員記載かつ続柄記載のもので、令和4年10月1日以降に発行されたもの)
- ③ 非課税証明書(高校1年生以下を除く世帯全員のもので、令和4年10月1日以降に発行されたもの)
- ④ 障害者手帳の写し

※②と③は、土浦市役所市民課及び各支所・出張所で発行されます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、キオスク端末が設置されたコンビニエンスストアでも発行できます。(発行手数料は申請者の負担となります。)

《申請期間》

令和4年10月1日（土）～31日（月）必着

《申請書設置先／申請書類提出先》

土浦市社会福祉協議会及び社協支部（各地区公民館内）

《その他》

- *配分金の額は令和4年度歳末たすけあい募金の額によって決定します。
- *配分の決定は、決定通知書でお知らせいたします。尚、審査により、配分対象外となる場合があります。
- *配分金は、令和4年12月下旬に、指定された金融機関の口座へ振込を予定しております。
- *虚偽の申請や不正により配分を受けた場合は、配分金を返還していただきます。



2

地域福祉を高める活動を行う福祉団体等への配分

《配分の対象となる条件》

歳末たすけあい運動の期間中（令和4年12月1日～12月31日）に、地域住民が歳末たすけあい運動に対する意識及び地域福祉の向上を図ることを目的とし、必要性があると認められる福祉事業であること。

※今年度から福祉施設への配分はなくなりました。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

配分対象事業例

豊かなお正月を迎えて
いただくために、おせち料理等の
配食事業など

ふれあい・いきいきサロンや
子育てサロンなどでの
クリスマスプレゼント配布事業や
お楽しみ会の実施

障害者福祉団体、こども食堂、
家族の会などが実施する
クリスマス会等の交流行事

冬休み中の子どもたちへの
配食サービスや
居場所づくり事業など

《申請に必要な提出書類》

- ①「歳末たすけあい配分金申請書」
- ②「申請事業に対する事業計画書」
- ③「申請事業に対する予算書」

《配分額》

事業費総額の3/4（75%）以内で、かつ、10万円を限度とする。

《申請期間》

令和4年10月1日（土）～31日（月）必着

《申請書設置先／申請書類提出先》

土浦市社会福祉協議会

《その他》

- *配分の決定は、決定通知書でお知らせいたします。
- *配分金は、令和4年12月下旬に、指定された金融機関の口座へ振込を予定しております。
- *配分金が総事業費の75%を超えた場合は、超過部分の配分金を返還していただきますのでご注意ください。
また、事業未実施の場合も返還していただきます。
- *虚偽の申請や不正により配分を受けた場合は、配分金を返還していただきます。

問合せ先：総務係 ☎ 821-5995

土浦市ふれあいネットワーク

土浦市では誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、ふれあいネットワーク事業を実施しています。

ふれあいネットワークとは、

様々な生活上の困りごとから支援を必要とする方に対して、地域住民の協力を得ながら、医療・保健・福祉の関係者が連携して、生活の改善を図るために総合的に支援する仕組みです。

その相談窓口として、また、関係機関の連絡調整窓口として、8つの社協支部（各地区公民館）に「地域ケアコーディネーター」が配置されています。

例えばこんな時に・・・

家族に介護が必要になった。



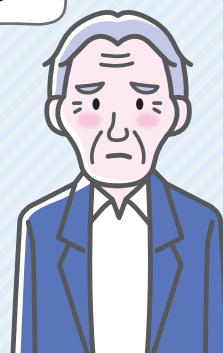
子育てを助けてくれる人がいたらいいのに・・・

自分に何かあったら家族はどうなるの？



市の福祉サービスってどんなものがあるの？

ひとり暮らしになって、今後のことが心配。



食事のしたくが大変になってきた。

近所の方のことが心配。

地域ケアコーディネーター
(社協支部職員)
にご相談ください！

地域ケアコーディネーターとは



日々、生活を送っていると、さまざまな「困った！」を感じることがありませんか？

その「困った！」の内容をお伺いし、必要な支援を受けられるように関係機関とのつなぎ役をするのが、地域ケアコーディネーター（社協支部職員）です。

身近な福祉の相談窓口

中央支部 (一中地区公民館内)

土浦市大手町13-9
☎821-0104



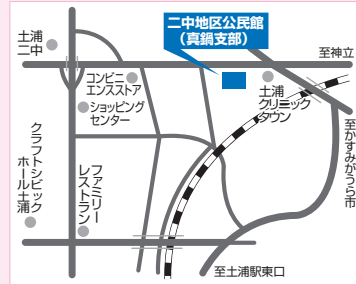
【担当地区】

大和町、有明町、川口一～二丁目、湖北一～二丁目、中央一～二丁目、東崎町、城北町、港町一～三丁目、蓮河原町、蓮河原新町、滝田一～二丁目、桜町一～四丁目、大町、大手町、文京町、千束町、生田町、田中一～三丁目、田中町、立田町、虫掛町、穴塚町、飯田町、矢作町、佐野子町、粕毛町

担当：森川

真鍋支部 (二中地区公民館内)

土浦市木田余1675
☎824-3588



【担当地区】

木田余町、木田余東台、木田余西台、真鍋一～六丁目、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、殿里町、東若松町、若松町、東都和

担当：福田

東支部 (三中地区公民館内)

土浦市中村南4-8-14
☎843-1233



【担当地区】

中村町1区、中村東町、中村町6区・8区、西根町1～3区、荒川沖南区、荒川沖西三丁目、乙戸町、小山田町、乙戸南一～三丁目、中村南一～六丁目、西根南一～三丁目、北荒川沖町、荒川沖西一・二丁目、中荒川沖町、荒川沖東一～三丁目、西根西一丁目、イーストガーデン、仲の杜

担当：久野

桜南支部 (四中地区公民館内)

土浦市国分町11-5
☎824-9330



【担当地区】

富士崎一～二丁目、下高津一～四丁目、国分町、中高津地区、天川一～二丁目、上高津町、上高津新町、小松一～三丁目、千鳥ヶ丘町、小松ヶ丘町、桜ヶ丘町、永国町、永国東町、永国台

担当：中根

上大津支部 (上大津公民館内)

土浦市手野町3252
☎828-1008



【担当地区】

沖宿町、田村町、手野町、菅谷町、白鳥町、白鳥新町、中神立町、神立町1区、神立中央一～五丁目、神立東一・二丁目、おおつ野

担当：大堀

南部支部 (六中地区公民館内)

土浦市烏山2-2346-1
☎842-3585



【担当地区】

大岩田1～2区、大岩田団地、右粉町1～5区、まりやま新町、まりやま団地、霞ヶ岡町、小岩田東二丁目、小岩田町、小岩田西一丁目、烏山一～五丁目

担当：田村

都和支部 (都和公民館内)

土浦市並木5-4824-1
☎832-1667



【担当地区】

常名町、今泉町、栗野町、小山崎町、中貫町、笠師町、中都町一～四丁目、都和一～四丁目、並木一～五丁目、東並木町、西並木町、板谷町

担当：黒田

新治支部 (新治地区公民館内)

土浦市藤沢982
☎862-2673



【担当地区】

藤沢一区・二区、東町、大畑、上坂田、下坂田、桃園、文教区、藤沢団地、沢辺、田宮、高岡根、高岡沖、田土部、高岡新田、藤沢新田、永井、本郷、大志戸、小野、東城寺、小高

担当：岡野

相談時間

火曜日から日曜日の8:30～17:15

月曜日は土浦市社会福祉協議会 (☎821-5995) でお話を伺います

※詳しくは各地区公民館にお問合せください

支部事業を行っています!

「支え合い・助け合う」ふれあいのあるまちづくりを目指し、多くの支部事業は、市民の皆さまからの社協会費を財源としております。



会食会対象者向けの代替事業

これまで、70歳以上のひとり暮らし高齢者の方を対象に地域との交流を目的に会食会を実施してきました。

いまは、新型コロナウイルス感染対策を行いながら、各支部で工夫して、会食会代替事業を行っています。

都和地区は、対象者を3地区に分け、小地域お楽しみ会を開催しました。レクリエーションを楽しんだ後、ボランティアの手作り弁当をお持ち帰りいただきました。

参加者の方からは「久しぶりに参加できて楽しかった」と、ご好評をいただきました。



ふれあいいきいきサロン

「ふれあい・いきいきサロン」とは

ふれあい・いきいきサロンは、町内単位で、地域に住む皆さん同士で活動内容を企画し、ともに運営していく仲間づくりの活動です。あなたのまちでも、ふれあいいきいきサロンを始めてみませんか?

「サロンをはじめてみたい」「サロン活動のアイデアが浮かばない」…このようなときは、社会福祉協議会各支部(各地区公民館)へお気軽にご相談ください。

国分町で活動する「いきいきふれあいサロン国分友の会」より

自由を奪うコロナ禍、いつ、終息するのでしょうか。

このような状況の中、国分友の会は、パステルカラーのように、25色(会員)が、赤、青、オレンジなどを組み合わせ、色々なアイデアを持ち寄り、充実した活動が成り立っています。アイデアを生み出す仲間は頼もしいです。

これからも、今まで以上にコロナに負けず、地域の皆さんと、心身共に元気で明るく前に進み、サロンを楽しみます。また、新しい未来を信じて絆を深めます。



会食型食事サービス事業



ひとり暮らし高齢者交流会



車いす貸出事業



広報活動

支部事業の紹介！

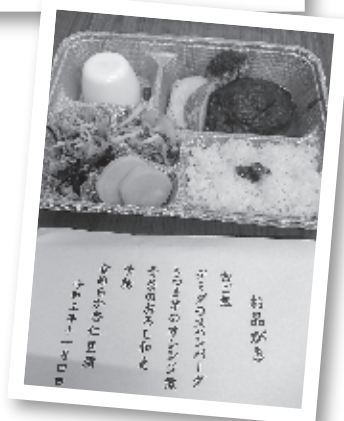


8つの中学校区で社協支

土浦市社会福祉協議会では、各中学校区を拠点とし、8つの地区での方々の協力と参加により、様々な福祉活動を行っています。社協支

宅配型食事サービス事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者の方などを対象にボランティアグループが作った手作りのお弁当を月に2回お届けしています。栄養満点のお弁当は大変喜ばれています。



宅配ボランティア大募集！！

宅配型食事サービス事業はボランティアの皆さまのご協力のもと実施しております。

調理ボランティア・配達ボランティアを随時募集しております。

活動の頻度は、月に1回～2回程度となります。

ご協力いただける方、ご興味がある方は、各支部（各地区公民館）へお問合せください。

福祉体験講座

車いす・手話・点字・インスタントシニア（高齢者疑似体験）等の福祉体験を通して、障害や高齢に伴う心身の変化について理解し、思いやりの心を育むことを目的に実施しています。

小・中学校の「総合的な学習」への協力のほか、町内会や子ども育成会への出前講座としても開催しています。医療・福祉について学ぶ学生の方、地域の方々と接する企業や施設の方からの依頼も受け付けています。



視覚に
障害のある方
のための

ガイドボランティア養成講座

正しいガイド方法を学び、実際の歩行体験を通じて、視覚に障害のある方のために外出を支援する「ガイドボランティア養成講座」を開催します。

興味のある方は是非ご応募ください。

- **開催日時** (1日目) 11月15日(火) 10:00~15:00
(2日目) 11月22日(火) 9:00~12:00
- **開催場所** 土浦市総合福祉会館 講義講習室・屋外
土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4階
- **募集定員** 20名(定員を超えた場合は抽選)
(原則として市内在住で、受講後、土浦市社協の
ガイドボランティア派遣事業に登録・活動していただける方)
※応募者が少数の場合は、中止となることがあります
- **受講料** 無料(ただし、講習中の交通費・昼食代は各自負担)
- **申込方法** 令和4年10月31日(月)までに、電話または
QRコードの申込フォームでお申込みください。
- **問合せ先** 福祉のまちづくり係 ☎821-5995



福祉車両貸出事業のお知らせ

市内にお住まいの方に、車いすのまま乗車できる自動車を貸し出します。
通院、旅行や買い物など、様々な場面でご利用ください。

利用
できる方

- 常時車いすが必要で、座位保持が可能な方
- 病気やケガで一時的に車いすが必要な方

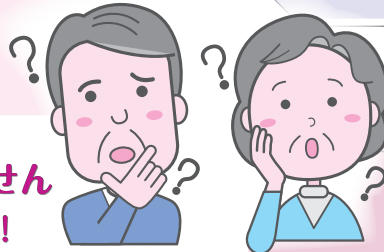
- **申込方法** 事前に予約(利用の3か月前から可能)
- **利用回数** 月2回以内(1回につき、3日間まで利用出来ます。)
- **出庫・返車** 9:00~17:00
月曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く
- **利用料** 無料(ただし、1km10円のガソリン代をご負担いただきます)
- **その他** 連休時等の利用については、お問合せください。
- **申込・問合せ先** 福祉のまちづくり係 ☎821-5995



認知症初期集中支援チームって何だろう？

「認知症」早期発見のめやす

- ・物がなくなったことを人のせいにする
- ・家事をしなくなった
- ・同じことを何度も言う
- ・身だしなみを気にしない
- ・些細な事で怒りっぽい



初期

疾患の初期段階、発症の時期に関わらず相談の初動（ファーストタッチ）



集中

アセスメント（問題の分析など）、家族への支援を包括的集中的（概ね6か月）に行い、自立生活をサポートすることで、医療や介護ケアチームの支援へ引き継いでいくこと

**認知症は介護の始まりではありません
まずできることを見つけましょう！**

- ・行動の理由を考える
- ・上手に合わせる（寄り添う）
- ・本人の役割を作って、できることを維持
- ・会話をすること、活動することで脳機能を維持

それでも…何をしたら良いか分からないときはこちら



**ご相談
ご連絡は**

地域包括支援センターうらら（一中地区、三中地区、四中地区、六中地区）
☎824-0332 土浦市大和町9-2 ウララビル4階

地域包括支援センターかんだつ（二中地区、五中地区、都和地区、新治地区）
☎869-7035 土浦市神立中央5-4-14

地域とのつながりをたやさない！！



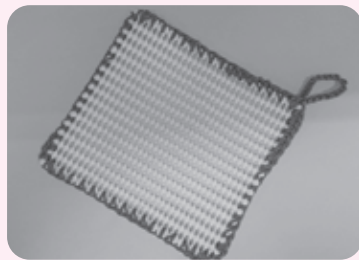
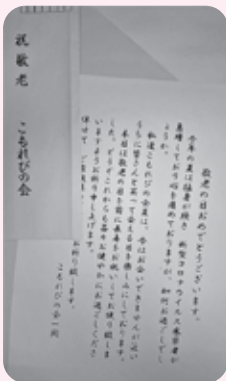
リレートーク②

～地域で活動している団体・グループを紹介します～

ボランティアサークルこもれびの会

ボランティアサークルこもれびの会では、高齢者施設などへの訪問をととして、利用者の皆さんと交流をしています。

長引くコロナ禍にあって、施設への訪問活動が全くできないという状況が続いています。しかし、会のメンバーは、『訪問できないから活動できない』ではなく、『コロナ禍であってもできる活動』を自ら考えました。



簡単にキャップを開けられる便利グッズ

写真のようなお手紙に小さなプレゼントを添えて、施設の利用者の皆さんと心の交流をしています。

会の皆さんは、「直接会えない状況になって、これまで当たり前にあったつながりが、どんなに尊いものだったか、改めて気づいた」と実感したそうです。

サロンや町内会活動など、みなさんの身近にあるつながりを大切に、笑顔を広げていきませんか！

つながりをたやさないため、地域で活動されている団体をリレー方式で繋げていきます。
掲載希望の団体は、社会福祉協議会 総務係（☎821-5995）までご連絡ください。

「我が事・丸ごと」地域共生社会づくり



ただいま
活動推進中!

～地域の人みんなで支え合い・助け合い～

「いつまでも住み慣れた地域の中で安心して生活する」ため、支え合い・助け合いの地域づくりを推進しています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外出の機会や人との交流が減っていませんか？感染予防を行い、無理のない範囲で、趣味や地域活動に参加しましょう！！



**わたしたちの地域には、いろいろな方が集まって活動している
さまざまな『集いの場』があります。一部をご紹介します!!**



シルバーリハビリ体操

コミュニティセンター等で健康づくりや介護予防の健康体操を行っています。



高齢者クラブ（並木一丁目健康クラブ）

クラブの会員と花壇に1年中花を絶やすことなく花の植え替えや手入れや水やりをしています。その他健康体操も行っています。



「集いの場に行ってみたい！」
「作りたい！」などありましたら、
お問い合わせください。
つながり支え合うまちづくりを
していきましょう!!

支援します、地域づくり！ 詳しくは… 福祉のまちづくり係 ☎821-5995



高齢者クラブ活動のご案内



高齢者クラブは、地域を基礎とした高齢者の自主組織です。「仲間づくり・健康づくり・生きがいづくり」を目的に、スポーツや趣味などの健康をすすめる運動、支え合い・声をかけあう友愛運動、地域見守りなどの奉仕活動を行っています。



※新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施しております。
(令和4年5月現在)

〇〇高齢者クラブ会員対象事業〇〇

●高齢者芸能発表会・作品展示即売会●

と き 令和4年9月16日(金) 9:45～
と ころ 亀城プラザ

●高齢者スポーツ大会●

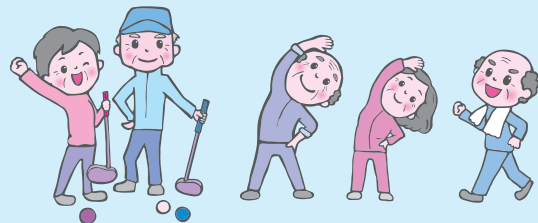
令和4年10月20日(木)開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大を鑑み、中止としました。

●グラウンド・ゴルフ大会

と き 令和4年11月10日(木) 8:40
と ころ 霞ヶ浦総合公園多目的広場

●高齢者カラオケ大会●

と き 令和4年12月2日(金) 9:30
と ころ 亀城プラザ



■入会方法

お住まいの地域の単位高齢者クラブに直接お申込みください。

■問合せ先

高齢者クラブ連合会事務局
福祉のまちづくり係 ☎821-5995

※新型コロナウイルス感染症の状況によって中止となることがあります。

ふくしの知恵袋⑤



赤い羽根自動販売機をご存知ですか？



自動販売機で“社会貢献活動”ができます

寄付つき赤い羽根自動販売機とは？

～いつでも気軽に寄付ができる新しい募金の仕組み～

自動販売機で飲み物を購入をするたびに、一定額が赤い羽根共同募金に寄付できる自動販売機のことです。

自動販売機を設置する方、飲料メーカー、購入者の誰もが寄付できる新しい寄付の仕組みです。

土浦市内には10か所設置されています。

設置にご興味がある方、詳しい話が聞きたいという方は、下記までお問合せください。

【問合せ先】

- 土浦市共同募金委員会（土浦市社会福祉協議会内） ☎029-821-5995
- 茨城県共同募金会 ☎029-241-1037



善♥意♥銀♥行 まごころコーナ

令和4年5月18日 ~ 令和4年7月22日

ご協力ありがとうございました。

金 銭

神立商工振興会 様	50,510円
コーヒーハウスアモル 瀧 智一 様	21,230円
一中地区民生委員児童委員協議会 様	5,791円
社会福祉法人祥風会 桜川保育園 様	17,500円



▲神立商工振興会 様



▲社会福祉法人祥風会 桜川保育園 様

※撮影時のみマスクをはずしています。

物 品

- 古切手 一中地区民生委員児童委員協議会 様
- 都和地区民生委員児童委員協議会 様
- 六中地区 友の会 様
- 永国東社会学級 様
- 明治安田生命相互会社 土浦営業所 様
- 土浦環ライオンズクラブ 様
- 訪問看護ステーション haru style 様
- 塚田陶管株式会社 様

- ・タオル 高木 光恵 様
- ・食品等 ダイナム新治店、ダイナム茨城土浦店 様
- 東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社 様
- 株式会社花塚電気サービス 様
- 茨城県どん兵衛部長 久保田千悳 様



◀ダイナム新治店、ダイナム茨城土浦店 様

土浦市社会福祉協議会【令和5年4月1日採用予定】 令和4年度職員採用試験のお知らせ

職 種	採用予定人員	応募資格	第1次試験日時
事務職 (社会福祉士)	若干名	昭和52年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれかに該当する方 ア 社会福祉士資格取得者 イ 令和4年度社会福祉士国家試験により当該資格取得見込みの方 (年齢制限理由：長期勤務によるキャリア形成を図るため)	10月16日(日)
保健師	若干名	昭和52年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれかに該当する方 ア 保健師資格取得者 イ 令和4年度保健師国家試験により当該資格取得見込みの方 (年齢制限理由：長期勤務によるキャリア形成を図るため)	次の①②を第1次試験とする ①10月5日(水) ~10月11日(火) ※自宅等によるWeb試験 ②10月16日(日)

- 試験日・会場 令和4年10月16日(日) 土浦市総合福祉会館(土浦市大和町9-2ウララ2ビル 4階)
- 受付期間 令和4年8月25日(木)~9月30日(金) ※土・日・祝日を除く。
- 申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、郵送または直接お持ちください。
※申込書については、社会福祉協議会本部・支部で直接お受け取りになるか、ホームページからでもダウンロードできます。
※詳しくは、ホームページをご覧ください。
- 問合せ先 総務係 ☎821-5995

公式 Facebook 開設のお知らせ

土浦市社会福祉協議会は、多くの方々にいち早く情報を発信するため、公式Facebookを開設しました。
ご興味のある方は、右記のQRコードより、ご覧ください。



お問合せ・お申込みは

土浦市社会福祉協議会

〒300-0036
土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4階
土浦市総合福祉会館内
TEL 029-821-5995(代)
FAX 029-824-4118
E-mail info@doshakyo.or.jp
http://www.doshakyo.or.jp

社協関係部署連絡先

- ・中央支部(一中地区公民館内) 821-0104
- ・真鍋支部(二中地区公民館内) 824-3588
- ・東支部(三中地区公民館内) 843-1233
- ・桜南支部(四中地区公民館内) 824-9330
- ・上大津支部(上大津公民館内) 828-1008
- ・南部支部(六中地区公民館内) 842-3585
- ・都和支部(都和公民館内) 832-1667
- ・新治支部(新治地区公民館内) 862-2673
- ・障害者自立支援センター 827-1123
- ・新治総合福祉センター 862-3522
- ・老人福祉センター湖畔荘 828-0881
- ・老人福祉センターうらら 827-0050
- ・老人福祉センターつわぶき 831-4126

当会には専用駐車場がございませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。